

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について（案）

1 諮問の趣旨

本手数料は、「行政サービスの利用者負担に関する基準」により、3年ごとに見直しを実施している。

現行手数料（平成23年4月1日改定）は、平成26年3月31日をもって3年が経過することから、利用者負担額を見直し手数料の改定について、審議会の意見を求めるもの。

2 改定時期（改定する場合）

本年12月議会に提出のうえ、平成26年度（4月1日）から改定

3 基本的な考え方

(1) し尿処理手数料

ア 利用者負担の公平性を考慮し手数料の統一を検討する。

- ・ 旧長野、戸隠、大岡、信州新町、中条 320円
- ・ 若穂 315円、豊野 280円、鬼無里 422円 ※1単位（360換算）の額

イ 全地区で統一した原価計算を基に算定し、収集量の変動、安定した収集体制等を勘案し検討する。

ウ 一部事務組合の構成市町及び下水道使用料との均衡を勘案し検討する。

(2) 生活雑排水処理手数料

ア 原価計算を基に算定し、収集量の変動等を勘案し検討する。

4 改正手続き

5月～7月 専門部会

8月 廃棄物減量等推進審議会（答申）

9月 庁内会議

12月 議会

1月 市民周知

4月 条例改正施行